

生成 AI 知財 プリンシプル・コード

— 大手企業・IT 企業の法務／コンプライアンス実務への影響と対応 —

2026 年 8 月 25 日に政府が公表した正式版に基づく

弁護士 渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所

今日の問い — この3つに答えられますか

1

自社は「対象」か

生成 AI を作っていなくても、
サービスに組み込んで外に
出せば対象になり得る

2

何を開示するのか

学習データやモデルの「概
要」を自社サイトで公表。
全件リストの開示ではない

3

守らないとどうなるか

罰則はない。しかし受入れ
表明が公表され、取引先・
市場から見える

本日は、この3点を軸に実務対応を整理します。

まず全体像 — 1枚でつかむ

AI法（2025年成立）の趣旨 + 著作権保護の要請



原則1

概要開示

モデル・学習データ等の概要を
自社サイトで公表

原則2

権利者への回答

法的手続中の権利者からの照会
に回答

原則3

利用者への回答

生成物を作った利用者からの照会
に回答

ポイント

手法は「コンプライ・オア・エクスプレイン」＝守る、守れないなら理由を説明する。法的拘束力のないソフトローだが、対応状況が公表され市場から見える点がカギ。

※ 原則1は「平時の開示」、原則2・3は「照会があった時の回答」。性格が異なる。

なぜ今これが出てきたのか

生成 AI と著作権の長い論争が、「透明性」という着地点に向かっている

現行の著作権法のしくみ

- 著作権法 30 条の 4 は、AI 学習のための著作物利用を原則として認めている
- 記事・画像などの著作物も、原則として学習に使える
- 一方で、既存作品に酷似した生成物が容易に作れることへの不安が高まっている

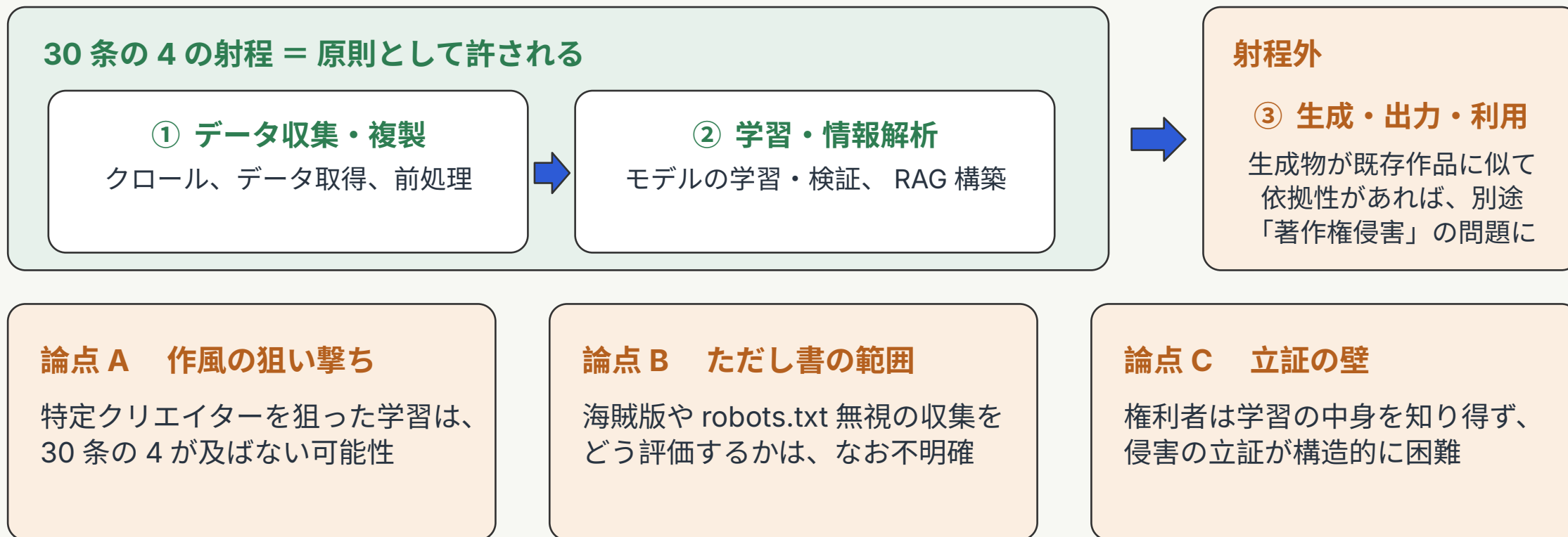
本コードのアプローチ

- 30 条の 4 の解釈は変えない。学習が原則自由であることはそのまま
- その代わりに、学習の「中身が権利者から見えない」という問題に対応する
- 開示と自主的な規律という“透明性の層”を上乗せする

核心

ねらいは「侵害かどうかの判定」ではなく、「学習の中身を説明できる状態にすること」。
ここが理解の出発点。

【図解】著作権法 30 条の 4 — どこまでが「許される学習」か



→ この論点 A ～ C が生む「見えなさ」を、開示と自主規律で埋めるのがプリンシプル・コード

法的性質 — 罰則はない。でも「見える化」される

求めるもの

- 原則の実施、できない場合は理由の説明
- 自社サイトでの概要開示と内閣府への届出
- 権利者・利用者からの照会への回答
- 原則として毎年の見直し・更新

求めないもの

- 営業秘密・安全性 / セキュリティなど機微情報の強制開示
- 学習データの全件リストの開示
- 当事者間の任意の調整を妨げること
- 内閣府による届出内容の審査

ここが実務のカギ

法的拘束力のない努力義務。罰則も見送り。ただし受入れ表明をした事業者の一覧が内閣府に公表されるため、対応状況が取引先・市場から見える。日本向けに提供する海外事業者にも適用。

コンプライ・オア・エクスプライン

上場企業にはおなじみーコーポレートガバナンス・コードと同じ手法

「守る（コンプライ）、守らないなら理由を説明する（エクスプライン）」

個別事情に照らして実施が適切でない原則があれば、十分に理由を説明することで一部を実施しないことも想定されている。

同じ手法が使われている例

- ・コーポレートガバナンス・コード（東証）
- ・スチュワードシップ・コード

誤解されやすい点

- ・「全部できないと表明できない」→一部不実施も可（要説明）
- ・「体制がない」で済む→不十分。構築時期まで説明が要る

ポイント

形だけ「実施しています」と並べても説明責任は果たせない。エクスプラインは“言い訳”ではなく、設計思想とロードマップの表明。

3つの原則 — 誰に向けた、どんな開示か

原則 1

概要開示

開示の相手

全ての人に向けて

モデル・学習データ・アカウントビリティ・知財保護措置の概要を、自社サイトで誰もが見られる状態に

原則 2

権利者への回答

開示の相手

法的手続中の権利者

訴訟・調停・ADR 等を行う / 準備する権利者の求めに応じ、照会 URL が学習データに含まれるかを回答

原則 3

利用者への回答

開示の相手

生成物を作った人

生成 AI で作ったコンテンツに似た既存作品の URL が、学習データに含まれるかを回答

原則 1 = 「文書を作って載せる」 / 原則 2・3 = 「照会に答える体制をつくる」。所管部署も工数の性質も異なる。

【最重要】 自社は「生成 AI 事業者」か

“公衆に提供したか” が分かれ目。2 つの立場がある

生成 AI 開発者

- 生成 AI システムを「構築」する役割を担い、
- その生成 AI を公衆に実質的に提供した者
- （目的・法人 / 個人を問わない）
- 単に研究・開発しているだけの者は対象外

生成 AI 提供者

- 生成 AI をアプリ・製品・既存システム・業務プロセス等に「組み込んだサービス」を、
- 公衆に提供した者
- モデルを作っていなくても、組み込んで外販すれば対象になり得る

定義のカギ

キーワードは「公衆」＝ 不特定の者または特定多数の者。研究開発のみ・社内で閉じている段階なら、まだ対象ではない。

対象外の典型 — ただし “外に出した瞬間” に変わる

場面	対象外となり得る理由	注意すべき境界
工程の一部を受託	データ収集・前処理・学習・検証などの一部を担うにすぎない	自社ブランドで提供していないか
社内専用 AI	自社データのみで特化し、限られた者だけが使う	顧客・取引先に使わせ始めていないか
グループ内 AI	グループ内データのみ・グループ内利用に限定	グループ外・業界横断に広がっていないか
研究・開発のみ	公衆に提供せず、研究開発にとどまる	PoC が外部公開・API 提供に移っていないか

ポイント

判定は「今」だけでなく、PoC → 外部提供 → 事業化 と進む節目で “そのつど” やり直す。社内規程に再判定のトリガーを組み込む。

自社の該当性 — この順で判定する

AI のプロダクト・機能ごとに、1つずつ当てはめる

Q1

公衆（不特定 / 特定多数）に提供しているか

NO → 対象外（社内利用・研究のみ）

Q2

生成 AI を構築、または組み込んだサービスを提供しているか

NO → 対象外（工程の一部受託を含む）

Q3

自社 / グループのデータのみを、限られた者だけに提供しているか

YES → 対象外（社内・グループ内 AI）

Q4

侵害生成物のおそれが著しく低いか（統計値・推論結果のみ等）

YES → 対象外

結論

いずれにも当たらなければ「生成 AI 事業者」として原則 1～3 の対象

対応範囲は自社が付加した部分に限られ得る

原則 1— 何を開示するのか

「概要」でよい。全件リストは求められていない

透明性確保のための措置

- 使用モデル：名称・バージョン・来歴・利用規定・学習方法
- 学習データ：種類、クローल、第三者 / 公開データセット、合成データ、RAG 用データ
- アカウンタビリティ：追跡・遡及できる状態、責任者、文書化

知的財産権保護のための措置（9 項目）

- 権利遵守の体制づくりと年 1 回以上の見直し
- robots.txt ・ペイウォールの尊重／海賊版サイトの回避
- 侵害生成物の防止、電子透かし・C2PA 等の来歴証明
- 利用者への周知、権利者からの申出窓口の整備

ポイント

開示するのは措置そのものではなく「対応状況」。詳しくは参照 URL へ誘導するのが基本形。開示できない部分はエクस्पラインで補う。

【記載例】 こう書けばよい ①

事務局が公表した具体例より ― モデル・学習データ関係

項目	記載例
名称	〇〇 Ver2.1
来歴	〇年〇月リリース、△年△月に△△機能を修正
アーキテクチャ	Transformer／モデル開発で第三者（〇〇社）とライセンス契約／必要な GPU・ソフトウェアのバージョン
利用規定	禁止用途：法律・規制に違反する方法での利用（参照ページの URL）
学習データ	テキスト・画像・音声・動画／クロール：実施／非公開データセット：ライセンス契約で取得／合成データ：安全性強化目的
クローラ	目的：モデル改善用の収集／〇〇 bot：〇年〇月より継続／第三者クローラの名称・識別子も記載

出典：内閣府「概要開示対象事項 具体例」。実際の開示では、詳細は参照ページの URL へ誘導する形が想定されている。

【記載例】 こう書けばよい ②

知財保護措置の「対応状況」とエクस्पラインの書き方

措置	記載例（対応状況）
権利遵守の体制	知財保護の〇〇原則を策定、〇〇部門を設置し年 1 回見直し、内容を自社 HP で公開（参照 URL）
クローラ	ペイウォールの遵守、robots.txt に従うクローラを採用。ポリシーを自社 HP で公開（参照 URL）
海賊版の回避	公的機関等からの情報提供を受け、確認のうえ除外等を実施。権利者団体との情報交換も実施
技術的措置	侵害生成物を防ぐフィルタリング機能を搭載／ C2PA 対応・電子透かし導入済
窓口	著作権窓口を設置（参照 URL）、対応記録を保持

エクस्पラインの記載例

「モデル開発で第三者とライセンス契約を結んでいるが、契約上の秘密保持義務があり、またビジネスの根幹に関わるため、当該第三者の名称等は開示できない」——のように、“なぜ開示できないか”を具体的に示す。

原則 2 ・ 原則 3 — 照会はどう答えるか

「言われたから何でも回答」ではない。要件を確認して応じる

原則 2：権利者からの照会

- ・ 訴訟・調停・ADR 等を行う / 準備する権利者が対象
- ・ 照会 URL 等が学習データに含まれるかを回答
- ・ ① 資格 ②目的・目的外利用しない誓約 ③対照情報と理由を確認

原則 3：利用者からの照会

- ・ 生成 AI で生成物を作った人が対象
- ・ 生成物に似た既存作品の URL が学習データに含まれるかを回答
- ・ 生成物とプロンプトの提示、訴訟等に使わない誓約が必要

ポイント

濫用防止に手数料・回数制限は可。ただし求めを萎縮させる水準は不可。体制未整備は「構築時期」まで説明しないとエクस्पラインにならない。

実務対応の進め方 — 10月26日の届出開始に向けて

完璧を目指さず、“説明できる範囲”を広げていく

- 1 棚卸し** AI のプロダクト・機能を洗い出し、社内 / グループ / 外販を区分。該当・非該当とその根拠を記録
- 2 開示文書** 原則 1 の概要開示を起案（具体例と突合）。利用規約の“適用制限条項”も点検
- 3 体制整備** 原則 2・3 の受付窓口・審査基準・回答テンプレを整備。知財保護の体制を明確化
- 4 表明・定着** 受入れ表明と届出。年 1 回の見直しを規程化。調達・契約（表明保証等）に反映

非該当の企業も、ベンダー選定・契約・社内 AI 利用規程・自社サイトの robots.txt 設定に反映を。

【手引き①】 原則 1 開示項目チェックリスト

透明性確保のための措置

- ☐ 名称（識別子・バージョン）
- ☐ 来歴（公開日・修正履歴）
- ☐ アーキテクチャ・設計仕様
- ☐ 利用規定（想定用途・禁止用途）
- ☐ トレーニングプロセスの内容
- ☐ 学習データの種類（RAG 用も含む）
- ☐ クローラ（目的・期間・名称）
- ☐ アカウンタビリティ（追跡・責任者）

知的財産権保護のための措置

- ☐ 知財保護の原則・責任体制を整備
- ☐ 他者の知的財産権を侵害しない
- ☐ robots.txt 等に従うクローラを採用
- ☐ 学習ログを一定期間保持
- ☐ 海賊版サイトへのクロールを回避
- ☐ 侵害生成物を防ぐ技術的措置
- ☐ 電子透かし・C2PA 等の来歴証明
- ☐ 侵害物を使わないよう利用者に周知
- ☐ 申出窓口の整備・対応記録の保存

※ 開示できない項目は、理由を示してエクスプレイン。営業秘密・安全性 / セキュリティに関する情報の強制開示は求められていない。

【手引き②】 開示ページの作り方 — 5 ステップ

原則1の細則に沿って進める

1

情報を洗い出す

各開示事項について、該当する情報の有無と範囲を特定する

2

抵触を確認する

秘密保持義務などの契約や、他の法令に抵触しないかを確認する

3

粒度を決める

事務局の「具体例」と突き合わせ、“概要＋参照 URL”の形に整える

4

非開示を説明する

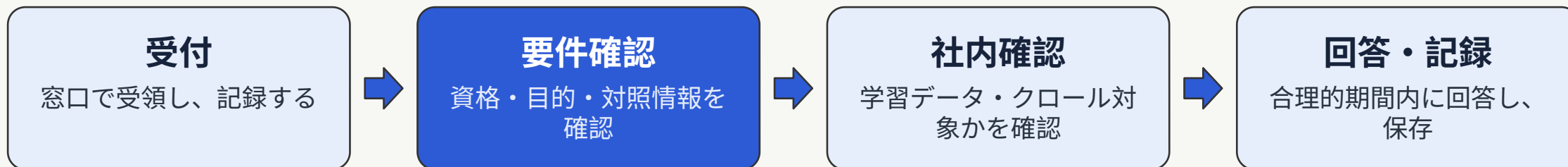
開示できない部分は、理由（営業秘密・秘密保持義務等）を具体的に書く

5

掲載・届出・更新

誰でも閲覧できるコーポレートサイト等に掲載し、所定様式で届出。原則毎年見直す

【手引き③】 照会を受けたら — 対応の手順



原則 2（権利者）で確認すること

- ☐ 法的手続中・準備中と信じるに足りる理由
- ☐ 利用目的の明示と、目的外利用しない誓約
- ☐ 照会 URL 等と、開示を求める理由

原則 3（利用者）で確認すること

- ☐ 生成物と、生成に使ったプロンプト
- ☐ 利用目的と、目的外・訴訟等に使わない誓約
- ☐ 類似コンテンツの URL 等と、その理由

答えられない時

生成 AI 提供者は、搭載モデルの開発者名を回答する。技術的に不可能なときは、必要な根拠を示して説明する。

【手引き④】 受入れ表明・届出とエクस्पラインの型

公表・届出する事項

- ☐ 各原則を受け入れる旨（受入れ表明）
- ☐ 各原則の実施事項
- ☐ 実施しない原則と、その理由
- ☐ 内閣府所定の様式で届出
- ☐ 原則毎年見直し、更新した旨も公表

届出の受付は 2026 年 10 月 26 日開始。内閣府は届出事業者の一覧とリンクを公表（内容の審査はしない）

エクस्पラインの型（NG → OK）

NG

「体制がないため対応できません」

OK

体制構築が完了する時期を示して説明する

NG

「規約上、開示の対象外です」

OK

その規定を設けた理由まで説明する

NG

「技術的に不可能です」

OK

必要な根拠を示して、不可能と説明する

※ 受入れ表明後も、利用規約等で実質的に原則を実施していない場合は、別途エクस्पラインが必要。

まとめ — 持ち帰っていただきたい 5 点

- ① 該当性判断がすべての起点。社内 AI ・グループ内・受託は対象外、外販した瞬間に対象になり得る
- ② 原則 1 は「文書」、原則 2 ・ 3 は「体制」。性格が違うので別々に計画する
- ③ 開示は“概要”でよい。開示できない部分は、理由を具体的に書いてエクスプレインする
- ④ 罰則はないが、受入れ表明が公表され市場から見える。海外事業者も日本向けなら対象
- ⑤ 非該当でも効く。ベンダー選定・契約・社内規程・robots.txt 設定に反映する

出典：内閣府知的財産戦略推進事務局「プリンシプル・コード」本文・概要開示対象事項 具体例（2026 年 8 月 25 日公表）

弁護士 渡邊 雅之 / 弁護士法人三宅法律事務所

弁護士法人三宅法律事務所